

亀山

かめやま 市議会だより

令和6年
6月定例会号

vol.97

令和6年8月1日
発行 三重県亀山市議会
編集 広聴広報委員会



6月定例会のあらまし P2～3

- ・ 防災情報伝達システム整備事業など含む補正予算
令和6年度亀山市一般会計補正予算(第1号)について **可決**
- ・ マイナンバーカードを保険証利用するためのシステム修正に係る補正予算
令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計
補正予算(第1号)について **可決**

表紙写真:亀山消防署見学(昼生保育園)

6月定例会

- ・ 議案と議決結果 P4～5
- ・ 議会の主な動き P5
- ・ 議案質疑 P7～11
- ・ 一般質問 P11～18
- ・ 関連質問 P19



6月定例会は、5月31日から6月26日までの27日間の会期で開催しました。

今定例会では、開会日に、条例の一部改正6件、令和6年度各会計補正予算2件、その他、財産の取得や市道路線の認定、専決処分した事件の承認など11件、合わせて議案19件と、

報告5件が提案されました。

また、閉会日の6月26日には、追加議案として、市長から令和6年度一般会計補正予算1件と、議会から委員会提出議案として、国への意見書提出1件が提案されました。

議案一覧・表決の結果は4ページ～

防災情報伝達システム整備事業など含む補正予算 令和6年度亀山市一般会計補正予算(第1号)について

全会一致

可決

令和6年能登半島地震から得られた情報と教訓から、災害時の情報伝達のあり方を再検討し、情報伝達の重層化を図るため、新たなシステムを整備する経費、市内のグループホームが整備する非常用発電機設備に係る補助金、

秋から開始する新型コロナウイルスワクチン定期接種に要する経費、自治会等に対するコミュニティ助成事業補助金、及び民間保育所の施設整備に係る補助金の増額などを計上するものです。

【本会議での主な質疑】

- 自治会支援事業について
- 防災情報伝達システム整備事業について
- 予防衛生事業について
- 民生費国庫補助金について
- 市民活動応援事業について
- 民間保育所等整備事業について

防災情報伝達システム整備事業イメージ図

防災アプリ
(メール・SNS等)



屋外拡声子局



防災情報伝達システム整備事業とは、市独自の防災アプリの導入や、孤立のおそれのある地域への新たな防災行政無線の設置を行うなど、広く市民に情報を伝達する仕組みを新たに構築し、整備を進めるものです。

6月定例会のあらまし

マイナンバーカードを保険証利用するためのシステム修正に係る補正予算 令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正 予算(第1号)について

賛成者多数
可決

マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応など、社会保障・税番号制度の改正に伴うシステム修正委託料を計上するとともに、その財源となる国庫支出金を計上するものです。

【本会議での主な質疑】

- 現行の保険証廃止に伴う資格確認書の発行について
- 10割負担の特別療養費について

【本会議の反対討論】

マイナンバーカードは任意であるのにマイナ保険証の利用を進めるだけでなく、マイナンバーカードを持っていない人を含め、全ての人の保険証まで廃止してしまう強引な手法である。

請願の結果

件名	請願者	紹介議員	結果
請願第1号 「再審法(刑事訴訟法の再審規定)改正を求める意見書」採択に関する請願	三重県津市丸之内養正町1-1 三重弁護士会 会長 長谷部 拓哉	森 英之 新 秀隆 福沢 美由紀 岡本 公秀 小坂 直親 櫻井 清蔵	全会一致 採択

委員会提出議案 意見書の提出について(1件)

全会一致で **可決**

【総務委員会提出議案】

再審法(刑事訴訟法の再審規定)改正を求める意見書

- ・国は、えん罪被害者を一刻も早く救済するために、再審法(刑事訴訟法の再審規定)を速やかに改正すべきである。

※国等の関係機関に意見書を送付しました。

6月定例会に提案された議案と議決結果

議案の詳細は、ホームページに掲載していますのでご覧ください。賛否が分かれた議案の表決 は、5ページをご覧ください。

議案番号	件名と主な内容	議決結果	
39	亀山市税条例の一部改正について 地方税法等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
40	亀山市都市計画税条例の一部改正について 地方税法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
41	亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について 省令基準が改正され、保育士及び保育従事者の配置基準が見直されたことに伴い、省令基準と同様の基準を定めるため、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
42	亀山市石水溪キャンプ場施設条例の一部改正について 令和6年7月1日から亀山市石水溪キャンプ場バンガロー施設に冷暖房設備を設置することに伴い、当該設備を利用する場合の利用料金への加算額を定めるため、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
43	亀山市営住宅条例の一部改正について 亀山市民間活用市営住宅事業により新たに借り上げる賃貸共同住宅5戸について、市営住宅として設置及び管理を行うため、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
44	亀山市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部が改正され、条例で定義している管理不全状態の空家等に対し、新たに同法で管理不全空家等が規定されたことなどから、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
45	令和6年度亀山市一般会計補正予算(第1号)について	可決	全員賛成
46	令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について	可決	賛15:反2
47	財産の取得について 平成27年に取得した高規格救急自動車を更新することで消防力の維持を図るため、高規格救急自動車の取得について令和6年5月14日付けで仮契約したので議会の議決を求める。	可決	全員賛成
48	市道路線の認定について 開発行為により設置された新規路線である、本町18号線の市道路線の認定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
49	市道路線の認定について 開発行為により設置された新規路線である、川合52号線の市道路線の認定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
50	市道路線の認定について 開発行為により設置された新規路線である、川合53号線の市道路線の認定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
51	市道路線の認定について 国道の路線の変更に伴い、市道として存置する必要がある、梶ヶ坂1号線の市道路線の認定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
52	市道路線の認定について 国道の路線の変更に伴い、市道として存置する必要がある、市場1号線の市道路線の認定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
53	市道路線の変更について 国道の区域変更に伴う板屋北在家線の路線の変更について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
54	市道路線の廃止について 国道との重複認定解消のための北在家板屋線の路線の廃止について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
55	専決処分した事件の承認について 地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、同年4月1日から施行が必要な亀山市税条例の一部改正を、令和6年3月30日付けで専決処分したため、議会の承認を求める。	承認	全員賛成
56	専決処分した事件の承認について 地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、同年4月1日から施行が必要な亀山市都市計画税条例の一部改正を、令和6年3月30日付けで専決処分したため、議会の承認を求める。	承認	全員賛成

議案番号	件名と主な内容	議決結果	
57	専決処分した事件の承認について 地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、同年4月1日から施行が必要な亀山市国民健康保険税条例の一部改正を、令和6年3月30日付けで専決処分したため、議会の承認を求める。	承認	全員賛成
58	令和6年度亀山市一般会計補正予算(第2号)について	可決	全員賛成
委員会 3	再審法(刑事訴訟法の再審規定)改正を求める意見書の提出について	可決	全員賛成

※委員会=委員会提出議案

賛否の分かれた議案の表決結果

※賛は賛成 反は反対 なお、森美和子議長は採決に加わっていません。

議席番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
議案名	議員名	古田 吉昭	櫻木 善仁	深水 隆司	草川 卓也	中島 雅代	森 英之	今岡 翔平	高島 真	新 秀隆	豊田 恵理	福沢美由紀	森 美和子	鈴木 達夫	岡本 公秀	伊藤彦太郎	服部 孝規	小坂 直親	櫻井 清蔵
	議案第46号	令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	一	賛	賛	賛	反	賛

議会の主な動き

4月

- 3日 広聴広報委員会
- 8日 広聴広報委員会
- 15日 広聴広報委員会
- 16日 政策検討部会
- 19日 全員協議会
議会改革推進会議検討部会
教育民生委員会協議会
- 23日 議会改革推進会議
- 24日 東京都西東京市行政視察来庁
(議会改革)
- 26日 総務委員会

5月

- 9日 北海道江別市行政視察来庁
(議会改革)
- 10日 政策検討部会
- 15日 総務委員会協議会
総務委員会
徳島県阿南市行政視察来庁
(市立図書館)
- 16日 教育民生委員会協議会
- 17日 産業建設委員会協議会
- 20日 全員協議会
- 21日 教育民生委員会
- 24日 議会運営委員会
- 28日 山口県防府市行政視察来庁
(企業誘致)
- 29日 政策検討部会
- 31日 6月定例会 開会
予算決算委員会

6月

- 13日 議会運営委員会
本会議 議案質疑
予算決算委員会
- 14日 本会議 一般質問
- 17日 本会議 一般質問
- 18日 本会議 一般質問
- 19日 予算決算委員会産業建設分科会
産業建設委員会
産業建設委員会
- 20日 予算決算委員会教育民生分科会
教育民生委員会
教育民生委員会
- 21日 予算決算委員会総務分科会
総務委員会
総務委員会
- 25日 予算決算委員会
議会運営委員会
- 26日 6月定例会 閉会
予算決算委員会



各常任委員会の所管事務

5月15日、16日、17日に各常任委員会協議会を開催し、執行部からそれぞれの所管する主要事務事業などについて説明を受け、関係施設等の視察を行いました。

総務委員会協議会

(5月15日)

所管部署

- ・政策部
- ・総務財政部
- ・防災安全課
- ・会計課
- ・消防本部及び消防署
- ・監査委員事務局
- ・選挙管理委員会事務局

教育民生委員会協議会

(5月16日)

所管部署

- ・市民文化部
- ・健康福祉部
- ・子ども未来部
- ・医療センター
- ・教育委員会



亀山森林公園やまびこ



関 B&G 海洋センター温水プール

産業建設委員会協議会

(5月17日)

所管部署

- ・産業環境部
- ・建設部
- ・上下水道部



中の山配水池応急給水



市道地藏院西ノ口

令和6年度亀山市中学生議会を開催します

亀山市議会では、次世代を担う子どもたちが、行政や議会の仕組みを学ぶことで市政への関心と理解を深めるとともに、意見の調整や発表の機会を通して参画意識を高め、子どもたちの自

由な発想や視点からの意見や提言を市政の参考とすることを目的に令和6年度亀山市中学生議会を開催します。

日時 令和6年8月27日(火) 午後1時30分から

場所 亀山市議会議場

中学生議長及び議員 市内中学3年生 18名程度

テーマ もっと好きになれる！亀山市の未来について考える

この中学生議会では、一般質問を体験していただきます。

※中学生議会の傍聴については、学校関係者及び保護者に限定させていただきます。

議案一般質問

さて、ここからは、各議員の質疑や質問内容について掲載をします。取り上げた内容は議員の質疑、質問のごく一部の概要です。詳細については、亀山市議会ホームページでの映像配信や会議録から検索いただけます。なお、各議員の質疑、質問の映像配信は2次元バーコードからもご覧いただくことができます。

それでは、亀山市議会の議場の扉を開いてみましょう。



？議案質疑とは

議案の内容や提案理由等について、疑問点や不明点を聞くことです。

？一般質問とは

行政全般にわたり、市の考え方や疑問点を聞くことです。単に疑問をはらし、事実関係を明らかにするだけではなく、政策の見直しや提言を行います。



議案質疑

櫻木 善仁<新和会>

議案第44号 亀山市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について
●改正内容について



Q 今回の条例改正は必要であったのか。

A 本市では、平成28年9月に施行した亀山市空家等対策の推進に関する条例において、放置しておく特定空家等に該当するおそれのある「管理不全状態の空家等」を空家等対策の推進に関する特別措置法に先駆けて規定していたが、法改正により「管理不全空家等」として新たに位置づけられ、措置についても法において運用することになったため、条例から管理不全状態の空家等に対する規定を削除するものである。

Q 今回の法改正に伴い、管理不全空家等への勧告に関する規定が、市の条例から削除されることにより、これまでより緩和されることになるが条例で規定すべきではないのか。

A 今回の改正は、法律より先に条例で規定していた管理不全状態の空き家に対する措置等が法で整備されたため、重複する規定を削除してい

る。これにより、条例上、管理不全空家等に対する措置が読み取れなくなることから、改正後の条例と法の関係等について、市ホームページなどを通じて周知していく。

Q 今回の法改正では、管理不全空家等になる前に空き家等の活用の拡大が示されているが、市の条例に反映させる必要はないのか。

A 今回の法改正による3本柱の一つである「活用の拡大」については、重点的に空き家等の活用を図るエリアを空家等活用促進区域として定め、空き家等の用途変更や建て替え等を促進することができるようになった。促進区域の指定等については、別途要綱や空家等対策計画の改定等により定めるが、事業の実施については現状を見極めつつ、慎重に検討していく。

【その他の質疑】

- ・議案第42号 亀山市石水溪キャンプ場施設条例の一部改正について
- ・議案第45号 令和6年度亀山市一般会計補正予算(第1号)について
- ・報告第2号 令和5年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書について



伊藤 彦太郎<勇政>



議案第51号 市道路線の認定について、及び議案第52号 市道路線の認定について

- 一般国道25号上に市道を認定する理由について
- 重複する区間の管理者はどうなるのか

Q 一般国道25号上になぜ市道の認定を行うのか。

A 当該路線については、三重県で管理する一般国道25号加太地内の猪之元橋の橋梁架け替えに伴うバイパス道路工事において、現在の国道25号を亀山市道路認定及び廃止に関する規程に基づき市道認定するものである。当該路線は、国道から公共施設の河川施設に接続する道路となり、沿道が住宅地や耕作地として利用されていることから、「国道または県道の路線の変更または廃止に伴い、市道として存置する必要がある道路」に該当するため、路線を廃止するのではなく市道として移管を受けることとした。

鈴木 達夫<結>



議案第45号 令和6年度亀山市一般会計補正予算(第1号)について

- 防災情報伝達システム整備事業について
 - ・整備方針の変更の経緯とポイントについて
 - ・孤立するおそれのある地域等への対応について
 - ・市公式LINEとの連携について

Q 整備方針の変更の経緯とポイントについて尋ねる。

A 令和6年1月1日に発生した能登半島地震の教訓を基に、災害時の通信インフラの強さと住民への迅速な情報伝達の必要性を再認識し、ハード面重視からソフト面重視へと転換し、3つのポイントから方針の見直しを行った。1つ目は、市独自の防災アプリを主体とした情報伝達を行うこと、2つ目は、土砂災害など災害リスクが高く、孤立するおそれの高い中山間地域に補完的に同報系屋外スピーカーを設置すること、3つ目は、防災DXによる情報伝達・収集機能の強化のため、発

Q 事業のスケジュールについて尋ねる。

A 三重県の事業として令和4年度に道路設計業務委託の実施、令和5年度に用地立ち会い、令和6年4月及び5月に地元説明が行われた。今後は、地元のまちづくり協議会への説明会実施のほか、一部用地買収を行い、順調に進めば秋以降に右岸側の橋台工事に着手する。令和7年度以降は、引き続き、用地買収や工事を進め、令和11年から供用開始を目指して事業の推進を図っていくと聞いており、当該路線の市への移管はそれ以降となる。

Q 令和11年までは県管理の国道と市道が重複する区間が発生するが、どこが管理するのか。

A 重複する部分は、県道に関する規定を適用するため、引き続き三重県が管理することになる。バイパス工事が完了し、新道が供用開始される際には、三重県から管理の引継ぎを受け、三重県の道路区域変更手続き完了後に、市道として管理することになる。



令判断支援システムの整備や各指定避難所・地区コミュニティセンターなどへデジタル簡易無線機やIP無線機等を配備することである。

Q 5地区を孤立するおそれのある地域とした理由について尋ねる。

A 災害発生時の本市の特性として、中山間地域へ通じる道路が土砂崩れなどにより途絶した場合、地域が孤立し、救助活動が困難になることが想定されるため、過去の災害の被害状況や避難所開設状況なども考慮し、総合的に判断した。

Q 防災アプリをはじめとする他のアプリと亀山市公式LINEとの連携についてどのように考えているのか。

A 防災アプリは、本庁の基地局と直結し、自動配信で情報を届ける緊急防災情報に特化した情報伝達ツールである。現時点では、防災アプリと亀山市公式LINEとの連携は考えていないが、市民への情報提供として、緊急時の防災情報の共有は図っていく。また、様々な情報伝達ツールの重層化は、有事に備えて非常に有効であると考えている。



福沢 美由紀<日本共産党>

議案第45号 令和6年度
亀山市一般会計補正予算
(第1号)について

●防災情報伝達システム整備事業について

- ・計画変更に至った経緯について
- ・高齢者・障がい者への対応について
- ・市民への周知について

Q 5月15日の総務委員会協議会で説明のあった整備方針の事業費と比較すると、今回の補正予算で計上された事業費は減額されているが、その理由について尋ねる。

A 本事業は総合計画後期基本計画の主要事業であり、事業の目的や内容など事業形成要件を変更するものではなく、財政上の観点から予算査定を行ったものである。

Q 市民の命に関わる事業費の予算を減額することで機能や安全性に影響はないのか。

A 生命や財産を守るためのシステムとして、機能に影響がないよう事業化していく。

Q 高齢者や障がい者への対応について尋ねる。

A 避難行動要支援者登録名簿の中から、災害リスクの高い地域に居住されている約150名を対象者としていく。防災アプリのインストールの説明をはじめ、自宅のテレビへの専用機器や専用タブレットの貸与など福祉関係部署との連携や聞き取りを行い、丁寧に進めていく。

Q 市民にはどのように周知していくのか。

A 当該事業の実効性を高めるためには、防災アプリの普及が必要不可欠と考えている。自治会や自主防災会の活動に普段から活用していただくことで普及につなげていきたい。今後は市ホームページやケーブルテレビ、広報を通じて事業内容を周知するとともに、防災アプリ加入促進のための説明会や地域への防災出前講座を通じて、事業のPRや防災アプリ加入促進を行う。

【その他の質疑】

- ・議案第45号 令和6年度亀山市一般会計補正予算(第1号)の予防衛生事業について
- ・議案第39号 亀山市税条例の一部改正について



深水 隆司<新和会>

議案第45号 令和6年度
亀山市一般会計補正予算
(第1号)について

●予防衛生事業について

- ・予防接種委託料の内容について
- ・周知方法について

Q 新型コロナウイルスの予防接種委託料の財源となるワクチン生産体制等緊急整備基金とはどのような内容のものなのか。

A 当該基金は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症のワクチン開発と並行し、国内のワクチン生産体制の整備を図り、早期に国民向けのワクチンを確保し、将来の感染症危機に即応できるワクチン生産体制を整備することを目的として設置された基金であり、国はこの基金を活用して、市町村に対してワクチン接種1回当たり8300円の助成を行う。

Q 新型コロナウイルスワクチン接種に向けて市民へはどのように周知していくのか。

A 個別の通知は行わないが、季節性インフルエンザなどと同様に、広報や市ホームページ等を活用し周知する。また、接種いただく医療機関に啓発用ポスターやチラシを置く。接種の時期は、10月頃と国から示されているため、その時期に向けて市民に十分ご理解いただけるよう周知していく。

Q 新型コロナウイルスワクチン接種における副作用等の事故が発生した場合の対応について尋ねる。

A 健康被害が生じ、ワクチン接種によるものであると厚生労働大臣の認定を受けた場合は、予防接種法に基づく健康被害救済制度を利用していただくことになる。

【その他の質疑】

- ・議案第39号 亀山市税条例の一部改正について
- ・議案第45号 令和6年度亀山市一般会計補正予算(第1号)の市民活動応援事業について



櫻井 清蔵<勇政>



議案第43号 亀山市営住宅条例の一部改正について

●一部改正の背景と改正内容について

Q 民間が所有する賃貸共同住宅5戸を借上げるための条例改正であるが、令和6年度当初予算を見ると、住宅借上料5655万6000円が計上されている。この6月定例会では予算補正が計上されていないが、当初予算にこの5戸分も含まれているのか。

A 借上型市営住宅に関する予算措置としては、令和6年度当初予算で5戸の借上げ分も含めて住宅借上料5655万6000円を計上している。

Q 3月に令和6年度当初予算を提案する際に、条例改正をなぜ同時にしなかったのか。予算計上時に同時に条例改正すべきではないのか。

A 地方自治法第222条では、「条例その他議会の議決を要すべき案件が新たに予算を伴うものは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、議会に提出してはならない」と規定されている。令和5年度の借上型市営住宅選定委員会において、東御幸町の住宅5戸を借上げ住宅とし、間違いなく事務的に進むことから当初予算に計上した。

Q 借上型市営住宅選定委員会はいつ開催され、いつ決定したのか。

A 借上型市営住宅選定委員会は、令和5年8月3日に開催されており、採用決定は8月8日に行っている。

【その他の質疑】

- ・議案第45号 令和6年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について



服部 孝規<日本共産党>



議案第46号 令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

●システム修正委託料について

- ・現行の保険証廃止に伴う資格確認書の発行について
- ・10割負担の特別療養費について

Q 現在の保険証廃止に伴い、代わりに発行される資格確認書について尋ねる。

A 資格確認書は、マイナ保険証をお持ちでない方に対して、現行の保険証の代わりとして発行する。対象者が申請することで交付するが、当面の間は市から自動的に交付する。

Q マイナ保険証の電子証明書は有効期間が5年であり、国は資格確認書の有効期限を5年を上限に発行するとのことであるが、市は5年有効の資格確認書を発行するのか。

A 現時点で資格確認書の有効期間については決定していない。県内のアンケート調査によ

るとおおよその市町が1年を目途に更新すると聞いている。

Q 今回の改正で1か月、3か月、6か月しか使えない短期保険証が廃止され、従来の「10割負担の資格証明書」が「10割負担の特別療養費」に置き換えられるが、その内容について尋ねる。

A 特別療養費は、医療機関の窓口で10割支払った後、後日申請により7割または8割分の払戻を受ける制度であり、現在の資格証明書の発行件数はゼロである。今後は、マイナ保険証の場合は、カード情報を読み取って特別療養の表示確認を行い、また、資格確認書の場合は、特別療養に該当することが分かるよう表示するため、被保険者に10割の負担を求めることになる。

【その他の質疑】

- ・議案第44号 亀山市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について
- ・議案第45号 令和6年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について



岡本 公秀<新和会>



議案第45号 令和6年度 亀山市一般会計補正予算 (第1号)について

●民生費国庫補助金について

- ・就学前教育・保育施設整備交付金について
- ・地域介護・福祉空間整備等交付金について

Q 就学前教育・保育施設整備交付金5778万円が増額となり、この交付金を充てた歳出の民間保育所等整備事業は138万8000円となっているが、この差額について尋ねる。

A 当該交付金は認定こども園を整備する社会福祉法人等への財政支援を行うもので、国からの交付金の増額により、市の負担が軽減されるため予算補正するものである。

Q 地域介護・福祉空間整備等交付金の使途と対象施設について尋ねる。

A 市内の認知症高齢者グループホームが実施する非常用自家発電設備の整備を支援するもので、災害時の利用者の安心・安全を確保で

きるものと考えている。今回の対象施設数は、認知症高齢者グループホーム1か所である。

Q 整備される自家発電設備の設置業者や具体的な整備手法、契約方法について尋ねる。

A 補助事業者が現在計画策定の段階であるため、設置業者や施工方法などは決定していない。基本的には補助事業者が設備設置の施工業者を選定いただく場合は、市の規定に準じて行うよう指導している。また、補助事業者等が市へ契約事務について支援を求める場合、入札行為等に関して一定の支援を実施することになるが、現時点で申出はないため、基本的には入札等を実施していただくことを想定している。

【その他の質疑】

- ・議案第45号 令和6年度亀山市一般会計補正予算(第1号)の防災情報伝達システム整備事業について



一般質問

持続可能な地域医療の提供を

深水 隆司<新和会>



地域医療の充実について

●医療センターの機能強化と経営健全化について

- ・新型コロナウイルス感染症の対応について
- ・人工透析外来の現状について
- ・病院経営について

Q 医療センターにおける新型コロナウイルス感染症の対応の現状について尋ねる。

A 令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症となり、季節性インフルエンザなどの感染症と同等の取扱いとなったため、来院の際にマスク着用、消毒へのご協力をお願いし、通常の外来診療を行っている。

Q 新型コロナウイルス感染症の対応のために設置した発熱外来施設の現在の活用状況と今後の活用方針について尋ねる。

A 現在は感染症に関する勉強会などの院内研修や会議スペースとして活用している。今後は、

新たな感染症の発生により一般診療の患者と動線を分ける必要が生じた際にいつでも使用できるよう環境整備を行っていく。

Q 医療センターの近隣に透析専門のクリニックが開業され、市内に透析治療ができる施設が2か所となったことによる影響はないのか。

A 医療センターと近隣のクリニックの医療サービスには異なる特徴があるため、患者にとって医療サービスの選択肢が増え、病状や生活環境に合った治療が受けられると考えている。

Q 院長が地域医療統括官を兼務することにより、病院全体への影響はないのか。

A これまでの病院事業管理者の尽力や市長部局の支援、三重大学や滋賀医科大学との連携により、安定的な診療体制が図られつつある。病院経営の健全化を進めるため、一定の行政経験を有する者を会計年度任用職員として任用し、地域包括ケアシステムや地域医療の取組にも関わりながら、地域医療の拠点病院として市民の期待に応えられるよう健全で安定的な病院経営に努めていく。

【その他の質問】

- ・持続性を保つ健全な財政運営について
- ・道路の保全・整備について
- ・行政DXの推進について



外部の知見なしに 財政改革ができるのか

今岡 翔平<勇政>



財政構造改革骨太方針 2024について

- 歳入確保の考え方について
- 財政構造集中改革管理委員会について

Q 財政構造改革骨太方針2024は歳出に特化した内容となっているが、歳入確保など財政に関する内容を全て含めるべきではないか。

A 当該方針は、歳出削減に重点的に取り組むことで財政構造の立て直しを短期集中的に行うことを目的としている。また、歳入確保も重要であるため、第3次行財政改革大綱に掲げる歳入確保の取組は引き続き進めていくが、持続可能性が非常に厳しい局面であることから、聖域なき歳出削減に重点的に集中的に取り組むことが本市の行財政運営につながると考えている。

Q 財政構造集中改革管理委員会は、これまでの財政をけん引してきた市長等により組織されているが、この体制で前例にとらわれない

聖域なき歳出削減ができるのか。

A 多様化する市民ニーズなどへの対応を進めてきた中、国際情勢や社会経済状況の影響によるエネルギー価格高騰や物価高騰、人件費の上昇などの急激な変化により、財政の収支バランスが崩れたものと認識している。今後、ごみ処理施設の更新などの大規模施設整備を控える中、将来に向かって持続可能で安定的な財政基盤を確立するため、緊急的な財政構造改革が必要であり、スピードと強力な推進力に加え、主体性が必要であることから庁内組織による進捗管理が適切であると認識している。

Q 外部の知見が必要と考えるが、市の考え方を尋ねる。

A これまでも外部の知見を入れながら取組を進めてきており、職員全員が意識を共有しながら、この局面に取り組むことが今は極めて重要である。共通認識のもと、全庁挙げて取り組み、議会の理解もいただきながら、共にこの局面を乗り越えていかななくてはならないと考えている。

【その他の質問】

- ・市立医療センターについて
- ・空き家対策について



外部資源を活用し教育の充実を

森 英之<結>



広報かめやまについて

- 広報かめやまの発行回数について

小学校のプール授業の今後のあり方について

- 外部資源活用の考え方について

Q 広報「かめやま」は市民にとって情報源として非常に大事なものである一方で、各戸配布しているため自治会長等の負担となっている。そのような中、亀山市公式LINEアカウントが運用され、スマートフォンがあればいつでも情報が見られるようになったことから、毎月1日号と15日号の2回発行していた広報を1日号に集約し、情報をバージョンアップすることで、月1回の発行とすることはできないのか。

A 市広報の発行回数は、市町合併協議によりタイムリーな行政情報を提供するため、月2回発行を基本としている。合併当時と比較すると、ホームページやSNSなど電子媒体も充実し、それらを通じて情報を入手される方が着実に増加している状況にあるため、広報かめやまの発行回数につい

ては、伝わる広報の視点から、効果性や即時性、市民ニーズの実態、広報媒体間の補完性、費用対効果など、よりよいあり方について多面的な検討を行っていく。

Q 小学校のプール施設については、例年、保守点検等により修繕が実施されており、老朽化が見られる施設もあるため、関B&G海洋センターのプールなど外部資源を活用してはどうか。

A 関B&G海洋センターのプールは天候や気温等に左右されず、1年間を通じて計画的に指導でき、学校の設備管理が省かれることも大きな利点であるが、一方で、施設までの移動時間や手段などの課題がある。プール施設は管理に時間と費用を要するという側面からも、学校間の共同利用や外部資源の活用について検討していく。

Q 実施可能な一部の学校をモデル校として取り組み、課題等を検証しながら進めていくべきと考えるが見解を尋ねる。

A 小規模校における交流学习の視点も含め、令和6年度は試験的に白川小学校の児童が野登小学校へ、亀山南小学校の児童が昼生小学校へ移動し、プール授業を全学年1回ずつ実施する。この実施を通じて、授業形態や児童の移動手段等の課題を整理する予定である。

【その他の質問】

- ・財政構造改革骨太方針2024について



総事業費95億円は財政状況を踏まえ実現可能で適切なのか

服部 孝規<日本共産党>



新庁舎建設について

- 庁舎を分散型ではなく集約型にした判断は正しかったのかについて
- 95億円という総事業費は、現在の財政状況を踏まえても実現可能で適切なものなのかについて

Q 新庁舎建設整備計画では、費用がかかる集約型、低層3階の建物としており、総額95億円かかる計画となっている。今後、ごみ処理施設や学校施設など庁舎以外に大型施設の更新が控えており、市の財政状況が厳しく、財政構造改革が必要な中で、総事業費95億円の新庁舎建設は実現可能であるのか。

A 新庁舎整備に係る事業費は、概算の総事業費95億円を示しているが、具体的な建設場所を決定し、整備計画をより具現化していく段

階で新庁舎の必要面積や階数などを精査し、コンパクト化等について検討するなど、できる限り財政負担の低減を図っていく。財政状況が厳しい中、新庁舎、ごみ処理施設、し尿処理施設、学校施設の大規模施設の更新が控えており、4施設全体で施設整備のあり方や実施時期について十分検討していく必要がある。

Q 低層3階建て、集約型の庁舎とすることを整備計画で示しているが、変更することはあるのか。

A 新庁舎整備計画の基本構想で示している「低層3階、集約型」ということは基本方針であるため、現段階で変える予定はない。4つの大規模施設整備に伴う財政負担について、実現可能であるのかを令和6年度に全て検証する中で、スケジュールや規模など実現できないという結果が出た場合には、変更することも検討していかなくてはならないと考えている。

【その他の質問】

- ・ 財政構造改革骨太方針2024について



関宿周辺の裏道整備を早急に

新 秀隆<公明党>



安心安全のまちづくりについて

- 亀山市歴史的風致維持向上計画について
- ・ 関宿の裏道整備の進捗状況について

Q 東海道関宿の来訪者が散策する東海道と地域住民が利用する生活道路と区分し、地域住民の住環境の維持向上や来訪者の利便性の向上を図るため、関宿周辺の裏道を整備することが、歴史的風致維持向上計画に位置付けられている。裏道整備に関する地域住民との合意形成の進捗状況について尋ねる。

A 令和6年2月に実施した沿線住民に対する道路拡幅についての意向調査の結果では、道路拡幅により救急車両などの出入りがしやす

くなるなど利便性の向上が図られるとの意見がある一方で、土地が減る、家屋に影響が生じるなど道路整備後の状況を危惧する意見もあった。これらの意見を踏まえ、今後も引き続き地域住民との合意形成に向けて努力していく。

Q 今後、地権者との合意形成はどのように進めていくのか。

A 裏道道路の整備効果として、災害発生時の緊急車両の進入が可能になることや、来訪者が散策する東海道と地域住民が利用する生活道路を区分し、地域住民の住環境の維持向上と来訪者の利便性の向上が図られることから、地権者にご理解いただけるよう進めていく。

【その他の質問】

- ・ 安心安全のまちづくりについて
- ・ 防災情報伝達システム整備事業について
- ・ 住宅施策について



令和8年のコストコのオープンを確実に

古田 吉昭<新生みらい>



商業施設の誘致について

- コストコの建設工事の進捗状況について
- 今後の対応について

Q 令和4年2月にコストコの誘致の立地協定を結んでから、同時開業と言われていた滋賀県では令和6年8月22日にオープンするが、当市ではなぜここまで遅れているのか。

A (仮称)コストコ亀山倉庫店の誘致については令和4年2月28日に立地協定を締結し、令和6年から令和8年のオープンに向けて、コストコ、三重県、亀山市の3者がお互いに協力して進めていくとしている。当初、最短の令和6年オープンを目指して関係者と定期的に会議を開催し進めていたが、国際紛争や新型コロナウイルス感染症などの社会情勢の変化による物価高騰の影響から、建設コストが大幅に増加し、土地取得の交渉にも時間を要したため、少し遅れている。今後、早期オープンに向けて三重県

と連携し協議していく。

Q 令和8年にオープンすることは可能なのか。また、今後どのように話を進めていくのか。

A 現在、コストコ側が建設時期を見極めながら、いくつかの課題を一つずつ解決に向けて動いている。令和5年12月末には日本支社長とお会いし、本市でのオープンを目指すという強い意思を確認している。早期オープンできるように三重県と連携して、コストコとディベロッパーに対し事業推進の申入れを行い、土地造成や建設コスト削減の方法も一緒に検討するなど、市としてできる限りの支援を行う。

Q コストコの開業延期や建設中止の可能性はないのか。

A 立地協定した当初から、令和6年から8年の間での開業を目指しており、公表もしている。市としては令和8年のオープンが実現できるように支援していく。

【その他の質問】

- ・風水災害について
- ・鈴鹿川堆積土砂の取扱いについて
- ・新庁舎建設について



子どもたちが主体的に遊びを創造できる場を

櫻木 善仁<新和会>



野外体験保育（自然保育）の取組について

- 野外活動を中心とした、地域の自然を活用する体験を取り入れた保育や幼児教育の推進に対する考え方について
- 現状と今後の展望について

Q 野外活動を中心に地域の自然を活用する体験を取り入れた保育は、加太保育園が亀山森林公園やまびこで行っているが、地域の自然を活用する保育や幼児教育の推進に対する市の考え方について尋ねる。

A 田植えや稲刈り、梅の実採取など自然を活用した魅力ある豊かな教育・保育活動は、本市の特徴である。幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、この時期に自然を活用した体験活動を通じて育まれた意欲や探究心、豊かな感性やたくましさは、これからの社会を生き抜く子どもたちの大きな力となる。今後も市民や関係者の力を借り

ながらさらに充実させていく必要がある。

Q 野外体験活動からどのような成果が得られたのか。

A 数々の自然に触れて、活動することで、子どもたちの五感が磨かれ、豊かな感性が育まれている。活動の中での発見や体験の感動は、友達や先生、家族に伝えたいという想いにつながり、子どもたちの言葉や表現力を豊かにするほか、達成感や満足感は次への意欲も生み出す。また、遊びの中で自然と体が鍛えられ、体幹が強くなりバランス感覚も磨かれている。これらは子どもたちに身につけさせたい3つの力、「健康な心と体で生活できる力」「相手の気持ちや状況が分かり楽しく活動し、協力できる力」「自分で考え、意欲的に遊び、学ぶ力」につながっている。

Q 幼児教育から学校教育へのつながりについて尋ねる。

A 就学前の子どもたちの育ちや学びの成果を学校教育で生かしていくために、人をつなぐ、組織をつなぐ、学びをつなぐという3つの連携を大切に円滑な接続を目指して取り組んでいる。

【その他の質問】

- ・新庁舎建設について
- ・農業経営基盤強化促進法の改正に伴う地域計画（人・農地プラン）について



事業費等の積算根拠は明確に

伊藤 彦太郎<勇政>



契約調達について

- 業者情報の取扱いについて
- 見積りの必要性について

Q 3月定例会で各中学校に設置するエレベーターを乗用エレベーターとする場合の見積額の積算根拠や見積業者について尋ねた際に「令和6年度に業者選定し、設計業務を行うが、今、業者名を公表すると入札業務で業者に不利益を与えることも考えられるため公表は控える」とのことであったが、一体どのような不利益なのか。

A 一般的に予算要求や契約及び入札前に徴取した参考見積の業者名を明らかにすることは、公正な入札執行が妨げられるおそれがあるとともに、競争入札の際に、価格が漏れることにつながるため入札執行前に公表はしていない。

Q 入札後であれば公表できるのか。

A 入札行為が終わった後でも、参考見積額や見積業者は公表できない。

Q 情報公開において、中学校全員喫食制給食実施事業の業務委託料約8億円の積算根拠について公開された資料は、業者からの聞き取りをまとめた2、3行の情報のみであったが、契約調達の視点から、見積りの必要性について尋ねる。

A 業務委託料の積算根拠については、教育委員会事務局において、受託が可能な事業者から示された資料をもとに積算されたものと考えており、積算根拠が明確で内容が精査されたものであれば、特に見積書は無くても構わない。

【その他の質問】

- ・財政構造改革骨太方針2024について
- ・中学校全員喫食制給食実施事業について



新しい視点に立った工業団地の造成を

鈴木 達夫<結>



亀山市の現状と今後について

- 多くの市民からよく尋ねられることについて問う
- ・新たな工業団地は造るの？

Q 新たに工業団地を造る予定はあるのか。

A これまで亀山・関テクノヒルズを中心に多種多様な産業の集積に努め、約20年間で24社に操業をいただいております。今後も安定した歳入確保、雇用の創出、地域経済の活性化という側面から、さらなる企業誘致への取組が重要であると認識している。亀山・関テクノヒルズの区画も残りわずかであるため、この地域に隣接する亀山インターチェンジ周辺での新たな産業団地の確保や水の安定供給のためのインフラ整備の検討を開始するなど、新たな局面を迎える中、現在、亀山・関テクノヒルズの開発事業者である住友商事株式会社と

新たな産業団地の実現に向けて協議を行っている。

Q 財政改革骨太方針2024でも示されている「公民連携の取組」について、例えば、組合を設立して、土地整備事業を行政が主体的に行う中で、事業者と連携する新たな取組を行うことはできないのか。工業団地の実現において、行政が果たす役割や支援の考え方について尋ねる。

A 公民連携の進め方については、土地区画整理事業や民間事業者への提案方式など、計画段階から関わりながら開発を行っている自治体もある中、民間による開発を基本とし、そのノウハウを活用した様々な事業手法があるため、本市においても、公民連携という視点も踏まえて検討を進めていきたい。

【その他の質問】

- ・亀山市の現状と今後について
- ・コストコは必ず来るの？
- ・リニアはいつ通るの？亀山市のメリット・デメリットは？
- ・亀山市の財政はそんなに弱くなったの？
- ・亀山市の教育環境は整っているの？
- ・「緑の健都 かめやま」は着実に進んでいるの？



市民が望む亀山の よりよい給食の実現を

福沢 美由紀<日本共産党>



中学校全員喫食制給食実施事業について

●なぜ給食センターや給食室の建設が不可能だったのか

●調理等業務委託事業者選定の経過について

Q 多くの市民が望む「みんなで食べる給食」、「市直営の給食」を実現するための給食センターや給食室の建設はなぜできないのか。

A 具体的な検討を進める中で、急激な社会情勢等の変化等により、事業費が当初計画からかなり増加する見込みとなり、建設用地の課題もある中で、当初の計画の手法では事業の早期実現や持続的展開が困難であると判断した。そこで、慎重な再検討を重ねた結果、外部調理委託による食缶搬入方式で、みんなで一緒にものを食べる給食の早期実現を図ることが適切であると判断した。

Q 給食センターは必要と認識されているが、実際に建設する時期が明確にされない中、小

学校の自校方式の給食は守られるのか、今後の給食の方向性について尋ねる。

A 小学校の給食は、自校方式が望ましいとする基本的な考えは変わっていない。関学校給食センターは施設の長寿命化計画に基づき、耐用年数の延伸を図ることから、当面の間、給食の提供は行えると考えている。

Q 現在のデリバリー給食は、調理後2時間以内に喫食という学校給食法の衛生管理基準に示された基準が守られていないが、調理等業務委託事業者選定プロポーザルの実施において、この事業者を参加させるのか。

A 公募型プロポーザルの実施に当たっては、公平性を期す観点から事前に具体を公表するものではないため、答弁を控える。

Q 参加資格要件では、共同企業体による事業実施も可となっているのはなぜか。

A 単体企業では人員面や資金面などにおいて不足する要素を補完できることを想定し、より多くの応募者を募るため、他市の事例を参考に共同企業体も要件に加えた。

【その他の質問】

- ・保育所等ICT化推進事業について
- ・保育所等での使用済み紙おむつの処分について



地方の声を国へ届ける努力を

岡本 公秀<新和会>



知事と市町長の円卓対話について

●子ども・子育て施策の充実・強化について

●太陽光発電施設の適切な設置・管理について

●地域コミュニティの維持及び活性化に向けた支援について

Q 子ども医療費や給食費の無償化については、県内同等に取り扱うべきと思うが、市長の見解を尋ねる。

A 自治体間の子育て支援策について、財政力や人口規模等で格差が生じていることは全国的にも指摘されている。本来は、全国一律の仕組みによる支援が担保されるべきで、地域の実情による地域間格差を解消し、全ての子どもが同じサービスが受けられる環境を作っていく必要があると考えている。

Q 現在、太陽光発電施設が造られて、全国でトラブルが発生している中、将来不要となった太陽光

パネルの処理など生活環境への懸念があるが、市長の見解を尋ねる。

A 空き地等を活用した太陽光発電施設の導入が急激に増加している状況については、景観や生活環境上の問題や林地開発による土砂の流出等の防災面での不安、地域の営農環境への影響のほか、一定の役割を終えた発電施設が撤去されるのかという懸念もある。太陽光発電施設に関する将来のリスクを解消するためには、国の制度が必要であり、地方自治体においても新たな仕組みを構築する必要があると認識している。

Q 少子高齢化に伴う人口減少が進む中、地域コミュニティを維持し活性化していくためには、市民力と地域力で維持することになると考えるが、市長の見解を尋ねる。

A コロナ禍を経験して、人とのつながりや地域とのつながり、コミュニティの重要性のほか、行政と市民、民間同士のパートナーシップなど様々な関わりのあり方が問われている。本市としては、協働の力をさらに高める努力を重ねるとともに、市町が進める地域力や文化力を高めようとする取組を三重県には包括的にサポートできるような制度の構築を依頼した。

【その他の質問】

- ・令和5年度事務事業点検について



市民には適切な情報提供を

櫻井 清蔵<勇政>



次期市長選挙について

●2009年の市長マニフェストにおいて、「市長の任期を最長3期12年に制限する」とし、情報公開と首長の多選禁止は21世紀の自治体経営の標準装備品、「絶対的権力は腐敗する」というイギリスの歴史家・アクトンの言葉を引用して、強大な権限を持つ市長の任期を制限すると公約に掲げられたが、現在、4期目の最終年を迎え、次期市長選挙を年明けに控えている中で、改めて市長任期の考え方について確認する

情報公開制度のあり方について

●公文書公開の考え方について

Q 市長の任期について、どのように考えているのか。

A 首長は、地方自治体の広範囲な事務を執行する大きな権限を有することから、多選は行政の硬直化やなれ合い、権力の腐敗につながりやすいという側面がある。一方で、地方分権時代においては、多選によって政治的実効力の向上や長期的な政策推進のメリットもある。基本的に高齢・多選については望ましくないという考え方を持っているが、首長は与えられた4年間の任期の中でその責務を全うすることが最も大切であると認識している。

Q 主要事業である「中学校全員喫食制給食実施事業」の変更に関する情報公開請求をしたところ、全面真っ黒に塗りつぶされた公開資料があったが、これが開かれた市政なのか。

A 今回の中学校全員喫食制給食実施事業の情報公開については、亀山市情報公開条例の規定に基づき、部長決裁により公開決定等を行っているが、請求内容や開示結果については報告を受けて承知しており、妥当な対応及び判断であったと認識している。

【その他の質問】

- ・新庁舎建設について
- ・中学校全員喫食制給食実施事業について



職員が意欲的な取組ができる風土の醸成を

豊田 恵理



財政構造改革骨太方針2024について

- 方針を策定するに至った背景について
- 取組方針について
- 推進体制について

Q 他の類似団体よりも本市の人件費、物件費が多い理由とその対策について尋ねる。

A 本市の一般財源に占める人件費や物件費の割合は、同等規模の市が広域で行っている廃棄物処理や消防業務などを単独で行っていることから、類似団体と比較して高くなっている。安定した市民サービス提供の観点から、市単独で実施してきた経緯もあり、それらの事情を踏まえつつ、業務内容や方法を徹底的に精査し、歳出削減に取り組んでいく。

Q 自治体の財政規模に見合った事業の見直しが必要と考えるが、今後、どのように進めていくのか。

A 令和6年4月から、現在の財政状況と財政構造改革の必要性について庁内で情報共有する中で、財政構造改革骨太方針2024を策定し、現在、令和6年度予算の事業仕分作業を実施している。一般会計の全ての事務事業を一定の尺度で整理・体系化した上で、事業の優先順位の検討等を行い、令和7年度予算の配分枠を設定し、その配分枠内での予算要求の過程で事業の見直しや統廃合、廃止などを行う予定である。

Q 財政が厳しいことによる予算削減だけではなく、よい提案には予算をつけることで、職員のやる気や意欲を高めていける仕組みが必要と考えるが市の見解を尋ねる。

A 行財政改革を進める一方で、職員のやる気高める仕組み、工夫を促す仕組みは大変重要と考えており、その考え方を尊重しつつ、今は大きな力で改革を成し遂げなくてはならないため、全職員が一致結束して前へ進めていかなくてはならないと考えている。

【その他の質問】

- ・公共施設マネジメントについて



地域住民の理解を得るため 丁寧な説明と対応を望む

高島 真



鈴鹿亀山道路について

- 鈴鹿亀山道路の概要と道路整備による効果について
- 道路整備を進めるに当たり、地域住民や地権者などの協力が必要となる中、今後の対応について

Q 鈴鹿亀山道路の概要と道路整備による効果について尋ねる。

A 鈴鹿亀山道路は、鈴鹿市野辺町の鈴鹿四日市道路を起点とし、辺法寺町の亀山ジャンクションに至る延長10キロのバイパスで、東名阪自動車道や新名神高速道路に接続する自動車専用道路である。鈴鹿亀山道路の整備による効果については、国道306号川崎庄内バイパスと交差する位置に設置される予定のインターチェンジが高速道路に最も近いインター

チェンジになることから、高速道路へのアクセスが便利になるとともに、様々な土地利用が考えられる。また、亀山市内から鈴鹿市内の医療機関への所要時間が短縮され、救急医療の質の向上や災害時の支援ルートが確保され、防災機能の向上が期待できる。

Q 鈴鹿亀山道路が通る部分は農用地が入ってくるが、地目変更の必要性や残地がどうなるのかなど課題がある中で、地元要望や地権者の意向などを聞いてもらえるのか。

A 公共用地として必要な道路区域は、農用地区域から除外することになる。また、その他の残地や沿線の土地については、形状や土地の状況、今後の土地利用計画により、地権者のご意向は様々であると考えられるため、用地交渉時に意見や要望をお聞きして、丁寧に対応すると三重県から聞いている。

【その他の質問】

- ・ 通学路について
- ・ マイナンバーカードについて



サル被害が起きないように 実効的な対策を

中島 雅代



学校、保育施設等におけるサル対策について

- 現状について
- 対策について

Q 学校や幼稚園などの敷地内にサルが出没しており、子ども達を守るために、餌となる実のなる木の管理や隠れ場所となる木の伐採などの対策を講じる必要があることから、地域や個人に補助等を行うとともに、市が中心となって対策するべきと考えるが、市の見解を尋ねる。

A 獣害対策としては、集落内の餌場をなくすことや耕作放棄地や藪などの隠れ場所をなくすことが重要であり、特に管理者がいない放任果樹による無意識の餌づけなどが野生動物の出没の原因となっていることから、放任果

樹の除去を地域で取り組んでもらえるよう出前トーク等で周知している。引き続き、効果的な獣害対策に加え、地域への支援制度についても調査・研究を進めていく。

Q 亀山市、三重大学、三重県猟友会亀山支部の三者による獣害対策推進協定を結んだが、今後の対策の方向性について尋ねる。

A 三重大学と三重県猟友会亀山支部と連携し、GPSによる野生動物の移動経路やえさとなる果樹の調査等により、人里における被害リスクを地図化する獣害リスクマップを作成して、生活環境被害の防止の促進を図る。また、これらの情報を教育委員会や子ども未来部と共有し、学校や保育施設等でのサル被害の軽減につなげていきたい。

【その他の質問】

- ・ 身寄りのない方のサポートについて



関連質問

② 関連質問とは

一般質問した議員の質問事項に関連して、さらに他の議員が行う質問のことです。亀山市議会では、申し合わせにより、一般質問した議員と同一会派の議員が関連質問をすることができます。

企業誘致のためにさらに積極的な働きかけを

小坂 直親<新生みらい>



コストコの進出について

● 操業開始時期が令和6年から令和8年と言われているが、延期の可能性と協定書の意義について

Q コストコの進出において、三重県、亀山市、コストコの三者により締結した協定書の第3条第2項では、「経済事情の変化その他の事由により、全国の店舗建設計画に大幅な変更が生じた場合は、亀山市に申し入れ、協議すること」としている。本来、令和6年の春に完成すべきものが、令和6年から8年になったことについての協議の内容を尋ねる。

A コストコの操業時期は、協定書の締結の際に、日本支社長が令和6年から8年と答えていただいております。この3年間の間に操業が開始されると理解しています。立地協定書の令和6年の春というのは、コストコ側が早期操業の期待に応えるため記載したものである。

Q 協定書の第2条に「この協定の全ての規定は、甲の店舗の設置に必要な許認可の取得、不動産の売買契約の締結及び決済の完了を条件とする」とあり、これらの条件が整わなければ無効となってしまうことが懸念されるが、第2条の解釈をどのように考えているのか。

A 立地協定書の第2条に記載する相互協力の条項では、この協定の全ての規定はコストコの店舗に必要な許認可の取得、不動産の売買契約の締結及び決済の完了を条件としているが、条件が整わなければ直ちに撤退ということではない。コストコの業務が円滑に行われ、店舗設置の計画がスムーズに進むよう、県とも連携しながら、許認可の取得など必要な支援を行っていく。

Q コストコの操業は、遅延も中止もなく、必ず操業されるという認識でよいか尋ねる。

A 三重県下初となるコストコの立地が生まれ出す本市への効果は大きなものがあり、最大限の努力を重ねてきている。今後も三重県と連携し、早期操業に向けて全庁一丸となって取り組んでいく。

【その他の質問】

・新庁舎建設について



会議を傍聴される皆様へ

亀山市議会の本会議や常任委員会などの会議は、傍聴することができます。

傍聴を希望される方は、会議の当日、議会事務局で受け付けていますので、ぜひお越しください。

なお、会議の様子については、ケーブルテレビとインターネットでも配信・放送を行っております。



表紙写真から

昼生保育園の年長・年中児がバスに乗り、亀山消防署見学に行ってきました。消防署内の様々な場所や救急車・はしご車の車内など、普段見ることのできないものをたくさん見せ

亀山消防署見学（昼生保育園）

ていただき、大喜びの子どもたちでした。中には見学をきっかけに消防士という職業が夢となった子もいました。

令和6年 9月定例会日程(予定)

8月30日	9月定例会開会	10:00～	24日	予算決算委員会	10:00～
9月10日	議案質疑	10:00～	25日	予算決算委員会	10:00～
11日	議案質疑	10:00～	27日	議会運営委員会	10:00～
12日	一般質問	10:00～	30日	9月定例会閉会	10:00～
13日	一般質問	10:00～			
18日	産業建設分科会 産業建設委員会	10:00～			
19日	教育民生分科会 教育民生委員会	10:00～			
20日	総務分科会 総務委員会	10:00～			

正式な日程は、定例会直前の議会運営委員会で決定します。

詳しくは、議会事務局へお問い合わせください。

ホームページにも掲載しています。

議会の会議の様子をご覧いただけます。

市議会の定例会及び臨時会の本会議、常任委員会(総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会、予算決算委員会)の様子をライブ及び録画で配信しています。

スマートフォンやタブレット端末でもご覧いただけますので、議案審議・審査等の様子をぜひご覧ください。



会議	視聴方法	インターネット配信		ケーブルテレビ放送	
		ライブ	録画	ライブ	録画
本会議		○	○	○	○
常任委員会(総務・教育民生・産業建設・予算決算)		○	○	-	-

市民の皆様の声が議会・市政に反映され、信頼をいただける議会となるよう努めてまいります。
皆様のご意見をお寄せください。

■問い合わせ先/三重県亀山市議会事務局 〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 ☎(0595)84-5059 Eメールアドレス gjichousa@city.kameyama.mie.jp